

## 人権文化推進計画の各重要課題について ホームレスに関する重要課題の進捗状況

### 近年の動向

平成14年8月、「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」が施行され、平成15年7月には全国調査の結果を基に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が示された。京都市においても、平成16年8月に「京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、就労による自立の推進をはじめ、個々の状況を勘案した総合的な支援を行ってきた。

「京都市ホームレス自立支援等実施計画」については、その計画期間を平成20年度末としていたため、平成20年7月の国における「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しや、平成19年1月及び平成20年1月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果を踏まえ、後継計画として、平成21年3月に「第2期 京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、今後5年間で重点的に取り組む具体的施策を明らかにした。

また、平成20年度末から世界規模での金融危機の影響により経済情勢が悪化していることから、各地で派遣切りによって職を失ったり、寮を追い出されて住まいを失った事例が多く発生しており、それらの方を支援するための様々な施策が実施されているところである。

### 現状と課題

京都市内に起居するホームレスについては、平成21年1月に実施した全国調査（概数調査）で前回（平成20年1月）結果より48人減の335人が確認され、本市のホームレスに対する自立支援の取組により、福祉事務所でのホームレスからの相談件数や京都市中央保護所の入所者数などは年々減少する傾向にある。

平成19年1月に実施した生活実態調査においては、60歳代のホームレスが前回調査（平成15年1月～2月）に比べて約15ポイント増加（全体の42.7%）したほか、5年以上路上生活を続けているホームレスの割合が約21ポイント増加（全体の29.3%）し、ホームレスの高年齢化が進み、路上生活期間の長期化の傾向が強くなっている状況が判明した。また、女性ホームレスや精神疾患、多重債務等の複雑な問題を内容とする相談も増加する傾向にある。ホームレスの高年齢化、路上期間の長期化、そして就労による自立意欲の高い方の減少等により、就労自立が見込めないホームレスに対する支援の充実を図る必要があると判断されたことから、「居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解」を取組の3つの柱の一つとして定め、居宅での生活を送るための支援や居宅確保後における再野宿化を防ぐための施策を実施していくことが今後の課題となっている。

さらに、平成20年末から金融危機等の影響によって中央保護所利用希望者が急増し、急遽簡易旅館を借り上げる等緊急対応を行った。今後についてもホームレスの受け入れに対して積極的に対応していく必要があることから、平成21年11月以降については、簡易旅館の借上げを継続的に実施している。

## **主な取組及び実績**

### **○ホームレス自立支援事業の推進**

・平成16年12月に京都市自立支援センター事業を定員20名で開始し、就労による自立意欲をもつホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導援助等を行っている。また、平成18年7月からは定員を30名に拡大し、職業相談等の就労による自立支援も併せて行っている。

○ 利用実績（平成16年12月～平成21年3月末）

入所者数 245名 退所者数 223名

※退所者の就労率65.9%（就労に至った者147名/退所者数223名）

### **○就業機会の確保**

- ・「ホームレス就労支援連絡協議会」を開催し、京都労働局及び京都府との連携を図った。
- ・ホームレスの雇用促進を図るため、企業向け人権問題情報誌「ベーシック」にホームレスに関する記事を掲載するなど、事業主等に対する啓発活動を行った。

### **○安定した居住場所の確保**

- ・「京都自立支援バックアップセンター」（保証人斡旋事業を実施）と連携し、賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人を確保し、居宅確保に努めている。
- ・居宅確保に当たっては、保証人不要の物件や不動産会社の自社物件等を確保し、円滑に居宅への移行が図れるよう努めている。

### **○生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援**

- ・ホームレスに対する緊急福祉対策の充実

昭和59年から下京福祉事務所において、土、日曜日以外の毎日、パン・牛乳を支給（1食分）しているが、平成21年8月からは、土、日曜日も含めた毎日支給を実施している。

○実績 平成20年度配布数 22,170食

平成21年度配布数 24,376食（平成22年2月末時点）

- ・年末年始における援護事業

昭和60年から、仕事や食料確保が困難なうえ、厳冬期でもある年末年始期において、例年、ホームレスに対する一時宿泊の提供や食料等の援護を、中央保護所の定員を90名

に増員及び市内の簡易旅館等を借り上げて実施している。また、宿泊を希望しない者には、年末年始の閉庁期間の食料援護として、パン・牛乳や弁当券（指定したコンビニで引き換え）等の支給を実施している。

平成20年度においては、年末年始宿泊希望者が急増したことを受け、市内の簡易旅館を規模を拡大して借り上げ、緊急対応を実施した。

○実績		
	宿泊者人数	弁当券配布人数
平成20年度	291 ※緊急対応分含む。	149
平成21年度	182	116

また、平成21年11月からは、中央保護所入所希望者の増加に対応するため、簡易旅館の借上げを継続的に実施している。

○実績 ※平成21年11月18日から平成22年2月末までの数値		
	宿泊者人数	宿泊延日数
平成21年度	181	3,235

・女性簡易宿所提供事業

平成13年11月から、女性ホームレスに対して、簡易旅館の一部を通年で借り上げ、中央保護所一時入所と同様の期間（原則1週間）の宿泊場所等の提供を行う「京都市女性簡易宿所提供事業」を実施している。

○実績		
	宿泊人数	延宿泊日数
平成20年度	42	370
平成21年度（平成22年2月末）	49	454

・ホームレス無料法律相談

平成17年4月から、多重債務など法的な問題を抱えていることにより、自立が阻害されているホームレスの支援対策として、京都弁護士会の協力を得て、毎月1回第2火曜日に、京都市中央保護所において、ホームレス無料法律相談事業を実施している。

○平成21年度実績 ※平成22年2月末まで		
相談者総数（21年4月～22年2月の11回実施）34名（受任予定 4名）		
<相談内容>		
・借金問題	23名	
・福祉・年金問題	7名	・その他 4名

・自立生活支援員の配置

京都市中央保護所等に入所している被保護者のうち、居宅を確保することを決定した者に対して、居宅を探す際の援助や金銭管理等の生活面における支援等、きめ細かな生活指導を集中的に行うことにより、居宅生活の定着を図ることを目的とした「自立生活支援員」を平成16年4月から2名（平成21年4月から1名増員）配置しており、多くのホームレスの居宅生活の安定に貢献している。

・ホームレス医療福祉訪問相談事業

平成21年度から、これまでは、各種サービスを受けるためには、ホームレス自らが関係機関に相談に行く必要があったが、自ら相談機関へ行かない（行くことができない）ホームレスに各サービスへの橋渡しを行う訪問相談を開始した。

また、居宅確保後の元ホームレスが、再び野宿生活に戻らないよう定期的に訪問し、生活上の相談等も併せて行っている。

さらに、平成21年11月以降、借上げを実施している簡易旅館等に宿泊しているホームレスに対しても、自立するために必要な支援を提供するため、訪問相談を実施している。

・入浴・洗濯等の場所の提供

中央保護所入所者以外のホームレスに対しても、毎週火曜日（女性は金曜日）に入浴及び洗濯等のために、中央保護所の設備を提供している。

### ○保健及び医療の確保

・ホームレスが多く集まっている京都駅を所管する京都市下京保健所においては、福祉事務所や中央保護所と連携して結核検診を実施し、必要に応じて医療機関への受診に繋いでいる。特に中央保護所入所者に対しては、結核検診を受診するよう義務付け、早期発見に努めている。

・保健所においては、福祉事務所や関係機関と連携し、ホームレスの生活支援を行っている。特に保健医療の観点から、健康状態を把握し、医療が必要な方には適切な治療や入院ができるよう支援に努めた。

・平成21年度から、ホームレス医療福祉訪問相談事業と同じく、自ら相談機関へ行かない（行くことができない）ホームレスを対象に、保健師や看護師の資格を有する「健康支援専門員」が健康面での訪問相談を行う「ホームレス健康サポート事業」を開始した。元ホームレス宅への訪問についても併せて実施している。

## ○生活保護法による保護の実施

- ・生活相談及び生活保護の適用（中央保護所入所援護含む）

市内各福祉事務所において生活相談を実施しており、必要な場合には生活保護を適用し、中央保護所への入所や医療機関へ入院・通院の給付を行っている。さらに、退所・退院時において、最低生活の維持が困難と判断された場合には、継続して生活保護の適用を行っている。

	相談来所延べ件数	補食のみ件数除く	中央保護所入所件数	居宅確保件数 (中央保護所から)
平成20年度	26,494	4,579	1,203	251
平成21年度(2月末まで)	28,837	4,235	781	294

※相談来所延べ件数、補食のみ件数除くについては下京福祉事務所のみ、中央保護所入所件数、居宅確保件数については全福祉事務所の合計数

## ○ホームレスへの理解の促進と人権擁護

・企業向け人権問題情報誌「ベーシック」において、事業主に対しホームレスへの理解などを啓発する記事を掲載するとともに、市民向け人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」において、記事「ホームレスの自立を願って」として、ホームレス関連施設の関係者のインタビューを通して、ホームレスの方の置かれている状況と、自立に向けての支援活動の状況を掲載した。

### 今後の施策の在り方

「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」に掲げる目標（「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること」）の実現に向け、以下の3つの柱を元に各種施策・事業の推進を図っていく。

#### 1 総合的な支援

国の基本方針では、ホームレスの自立支援に際しては、「就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した住居の場所が確保されることが必要である。その他保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある」とされている。

このことを踏まえて、本市内はもとより、国及び京都府も含めた関係行政機関が密接に連携したうえで、個々の自立支援施策を、ホームレスの状況に応じて有効かつ速やかに活用していく。

- ① 「ホームレス無料法律相談」や「ホームレス医療福祉訪問相談事業」を引き続き実施することで、各種ニーズの把握と個別事情に即した支援を行う。

- ② 保証人の確保が困難な方に対し、「京都自立支援バックアップセンター」と連携して対応したり、市営住宅単身者向募集制度の活用等により、安定した居住場所を確保するためのきめ細かな支援を行う。
- ③ 保健師，看護師，精神保健福祉士等による「ホームレス健康サポート事業（仮称）」の実施や，福祉事務所，保健所及び民間団体等との連携を行うことにより，健康面でのサポートが必要なホームレスに対する支援を行う。

## **2 自立支援施策の推進**

就労による自立を支援する施設である「京都市自立支援センター」を中心とした，個々のホームレス自立支援施策を推進していく。

また，京都労働局，京都府とも連携し，就業機会の確保に努めていく。

- ① 「京都市自立支援センター」を引き続き運営することで，ホームレス自立支援事業の推進に努める。
- ② 公共職業安定所等との連携や「ホームレス就労支援連絡会議」に定期的な開催を検討することにより，ホームレスの就業機会の確保に努める。

## **3 居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解**

ホームレスの高年齢化，野宿期間の長期化，健康状態が悪い方の増加等により，就労による自立が困難なホームレスの増加が見込まれるため，居宅での生活を送るための支援を行う必要がある。

また，居宅確保後，再び野宿生活に戻ることのないよう支援する必要があるが，そのためにはホームレス問題についての地域社会の理解と，ホームレスを日常的に支援している民間団体等との連携は不可欠なため，地域社会における理解に向けて，市民啓発等を推進するとともに，民間団体等との連携・協力を努めていく。

- ① 「ホームレス自立生活支援員」による支援の充実を図り，生活保護法による保護を実施し，居宅生活に向けたきめ細かな支援を行う。
- ② 行政，ホームレス支援団体，地域住民等で構成する協議会の設置や，ホームレス施策を実施する団体等に対して，その費用の一部を助成する「ホームレス地域サポート支援事業（仮称）」の実施を検討し，地域での理解や民間団体等との連携による居宅生活を継続させるための支援を行う。
- ③ 公共施設の適切な利用の確保や，河川内に起居しているホームレスがさらされている生命の危険を解消するよう努め，地域における生活環境の改善を行う。
- ④ 人権月間や憲法月間における人権研修の開催や人権情報誌への啓発記事の掲載等，人権教育・啓発に関する取組を行うことで，ホームレスへの理解の促進と人権擁護及び安全確保に努める。